

2021年 3月

お客様 各位

四国労働金庫

カード規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、このたび、下記のとおり「カード規定」を変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更後の新规定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

※ 最新のカード規定については、2021年4月1日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※ 印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■変更の内容

団体カードについては、M I C S加盟金融機関のA T M等ではご利用できない旨の文言を追加いたします。

なお、変更前より取引条件に変更はありません。

9. (団体カードの利用)

会員団体および法人等に発行した団体カードは、前記 1 の取引について、全国の都銀・地銀などの金融機関が提携しているネットワーク（「M I C S」といいます。）の預金支払機等では利用できません。

10. (預金支払機等故障時等の取扱い)

※項番 9 追加に伴い以降の項番繰下げ

■適用開始日

2021年4月1日(木)

以上